

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③のうち、昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から45年4月まで
② 昭和45年7月
③ 昭和45年10月から51年3月まで

昭和45年にA市に移ってから、何度か住所を異動し、いつ頃であったかははっきりと覚えていないが、住民票の異動手続と同時に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、当時一緒に商売をしていた元妻が、二人分の保険料を納付してくれていた。

元妻のみ納付記録が有り、自分の記録が無いということは常識では考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、昭和49年10月から51年3月までの期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の国民年金受付処理簿による同番号の前後の払出し状況から、52年1月頃に払い出されているものと推認でき、その時点で、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の元妻は、「元夫が国民年金に加入していないことが分かったので、A市役所で加入手続を行い、私と元夫の国民年金保険料を納付できるところまで遡って、まとめて納付した。」旨を供述しているところ、申立人の元妻が所持する保険料の領収書及び同人に係る特殊台帳から、申立人の元妻は、昭和52年1月11日に納付可能な49年10月分まで遡って、51年3月までの期間の保険料を一括納付していることが確認でき、当該納付日は、前述の申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時期とほぼ一致している。

さらに、申立人が所持する国民年金保険料の領収書から、昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月までの保険料を同年 6 月 14 日に過年度納付していることが確認できるところ、この時点で、申立期間③のうち、50 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料についても過年度納付することが可能であり、当該過年度納付した以降の保険料に未納が無いことを踏まえると、当該過年度納付時点において、申立人の保険料を納付していたその妻は、少なくとも当該期間の保険料については既に納付していた認識が有ったものとするのが自然である。

一方、申立期間①、②、及び申立期間③のうち昭和 45 年 10 月から 49 年 9 月までの期間については、前述の払出し時点で、時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、昭和 49 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から同年12月まで

私は、昭和47年1月に結婚した後すぐに、A町（現在は、B町）役場で国民年金の加入手続を行った。役場の1階にあった福祉保険課の窓口に行き、結婚前のC町に住んでいた期間の国民年金についても尋ねたところ、Dという女性職員から国民年金についての説明と未納になっている保険料の納付について助言を受け、後日、役場内にあった金融機関の窓口で、前の会社を46年9月末に退職してから結婚するまでの申立期間の国民年金保険料3か月分と結婚後の国民年金保険料3か月分の併せて6か月分をまとめて納付したと記憶している。その後の保険料については、集金人に家族の分と一緒に納付していた。

私は、申立期間の国民年金保険料を間違いなく納付しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年1月に結婚及び転居後、すぐに町役場に国民年金の加入手続に行った際の状況を記憶しており、町職員に結婚及び転居直前の申立期間の国民年金の取扱いについて尋ねたことや、対応した女性職員の名前、役場内の様子などを鮮明に記憶しているとしているところ、申立人の手帳記号番号は同年2月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その内容は詳細かつ具体的で特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、結婚するまでの申立期間の国民年金保険料3か月分と結婚後の国民年金保険料3か月分の併せて6か月分をまとめて納付したとしているところ、A町の国民年金被保険者名簿から、昭和47年1月から同年3月

までの保険料については、加入手続直後の同年4月25日に納付したことが確認できることから、申立人が一緒に申立期間の保険料についても納付したとしても不自然さはない上、納付したとする金額についても、申立期間当時の国民年金保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間以降は、60歳到達までの国民年金の加入期間について国民年金保険料を全て納付していることから、国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和47年4月1日にA社に入社し、同社B本社（当時の厚生年金保険適用事業所名は、A社）に配属された後、同年11月1日から同社C工場に転勤となった。この間に退職等の事実はなく、転勤前の申立期間についても、同社B本社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので調べて、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社D本社人事本部から提出された在籍証明書及び個人履歴、A健康保険組合から提出された被保険者情報並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間においても同社に継続して勤務し（昭和47年11月1日に同社B本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年9月の社会保険事務所（当時）の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対し、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、事業主が昭和47年10月1日をA社における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年6月まで

私は、産婦人科医院を退職した昭和59年3月末に、厚生年金保険から国民年金へ切り替えるよう同院の事務担当者に案内され、国民年金に加入したが、申立期間が国民年金に未加入となっている。

申立期間の国民年金保険料は、集金に来ていた人を通じて納付しており、納付していたことが確認できる家計簿が有るので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間直前は厚生年金保険被保険者期間であるため、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和59年4月1日時点で、国民年金への切替手続きが必要であるが、申立人は、加入手続を行った場所等に関する記憶が定かではなく、国民年金の加入手続の状況は不明である。

また、申立人は、「自宅に集金人が二人一緒に来ており、この二人の集金人を通じて、国民年金保険料を納付していた。」と主張しているものの、申立人が集金人として名前を挙げた二人のうち、供述が得られた一人は、「申立人が申立期間以前に国民年金に加入していた期間において、申立人宅に集金に行ったことは有るが、申立期間において、申立人宅に集金に行ったことは無い。」旨を回答しており、併せて供述内容を裏付ける資料（申立期間以前の期間における申立人に係る国民年金保険料の集金関係資料）を提出している。

さらに、申立人は、国民年金保険料を納付していたことが確認できる資料として、家計簿を提出しているが、当該家計簿に記載された保険料額は、申立期間当時の申立人の健康保険任意継続被保険者に係る保険料額と一致しており、当時、申立人が健康保険任意継続被保険者であったことが全国健康保

険協会 A 支部の証明により確認できる上、当該家計簿において、申立期間当時の国民年金保険料額に相当する金額の記載は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から56年4月までの期間及び同年6月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年8月から56年4月まで
② 昭和56年6月から59年3月まで

昭和61年7月頃、結婚を契機にA町役場で国民年金の加入手続を行ったが、その時に女性事務員に20歳に遡らないと国民年金に加入できないと指導されたことをはっきりと覚えている。納付金額は60万円から70万円ぐらゐと高額であったが、結婚資金の残りがあったので、A町役場の窓口で20歳からの国民年金保険料を一括で納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録による同番号の前後の払出状況から、昭和61年7月頃にA町で払い出されているものと推認でき、加入手続の時期についての申立人の主張と一致するものの、その時点で、申立期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、A町の国民年金被保険者名簿から、申立期間直後の昭和59年4月から同年6月までの保険料（1万8,660円）を61年7月26日に、59年7月から61年3月までの保険料（13万6,860円）を同年10月21日に、いずれもその時点で納付可能であった月分まで遡って納付していることが確認でき、当該納付金額も当時の保険料額と一致するなど、不自然な点はみられない。

さらに、申立人の前後に国民年金手帳記号番号が払い出された者の中で、2年以上遡って国民年金の被保険者資格を取得している者の納付状況をみて

も、時効を超えて保険料を納付している形跡は確認できず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

私は、平成元年から継続して国民年金保険料を納付している。保険料納付については、毎月、自治会の集金人が自宅に来て、妻が二人分の保険料を納付していた。妻は21年に死亡したので、私には詳しいことは分からないものの、申立期間の保険料について、妻が納付済みとなっているにもかかわらず、私が未納となっていることは納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成元年から継続して国民年金保険料を納付している。」と主張しているが、オンライン記録において、申立期間以外にも複数の未納期間が確認できる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付について、「毎月、自治会の集金人が自宅まで集金に来て、妻が二人分の保険料を納付していた。」と主張しているが、申立期間前後の平成10年度及び12年度以降の期間について、申立人及びその妻の納付日は一致していない上、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は既に死亡しており、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月25日から31年6月1日まで
② 昭和47年5月17日から48年1月5日まで

私は、A社（現在は、B社）において昭和23年5月1日から32年11月18日までの間、途中退職することなく継続して勤務していたが、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録が無い。また、C事業所において36年5月1日から平成6年1月10日までの間、途中退職することなく継続して勤務していたが、申立期間②に係る同保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間において同保険に加入していたはずであり、調査の上、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の同僚のうち、申立人が婚姻した昭和24年11月より前に一旦退社し、申立期間内の29年9月1日から31年5月1日までの期間、再度同社で勤務した者は、「申立人のことは旧姓で覚えており、結婚して名前が変わったことは知らない。」と供述している上、他の同僚も、「時期ははっきり覚えていないが、申立人が同社を退社した後に、再入社したことがあったと思う。」と供述しており、申立人が、申立期間において、同社で勤務していたか否か確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人が、A社において初めて厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同時期に同資格を取得した12人の同僚のうち5人が、申立人と同様、同被保険者資格を一旦喪失した後、再度、資格を取得しており、当該5人の同僚のうち、供述が得られた2人は、「当時は、仕事があったり無かったりで、仕事が無い時期には同社を退職し、他社で仕事をしていましたが、忙しくなると呼び戻され、同社に再入社したことがある。」「家庭の事情等で一度退社した後、再入社したことはある。」と供述している。

さらに、B社の現在の社会保険事務担当者によると、「事業主及び当社の所在地は申立期間①当時とは違っており、当時勤務していた者や当時の社会保険事務担当者も不明である上、申立人の勤務状況及び社会保険の加入状況を確認できる資料も残っていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、C事業所の同僚の一人は、「はっきりとした時期は分からないが、申立人は一度退社した後、再び当該事業所に入社したことを記憶している。」と供述している上、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、当該事業所において同被保険者資格を取得した後、昭和47年5月20日に離職し、48年1月5日に、再度、同被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和36年5月1日以降に、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した210人のうち、申立人を含む16人が同被保険者資格を喪失した後、再度、資格を取得しており、うち1人は、「個人的都合で辞めた。」と供述している。

さらに、オンライン記録では、C事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 51 年 10 月から 53 年 6 月まで
③ 昭和 59 年 10 月から平成 3 年 6 月まで

昭和 34 年入社以来、会社の業績及び給与は右肩上がりであったにもかかわらず、標準報酬月額が申立期間の直前の期間より最大 8 万円も下がっている期間が有るが、思い当たることが無い。また、別会社に転籍後の標準報酬月額についても相違していると思われる。申立期間①、②及び③について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③のうち昭和 59 年 10 月から平成元年 12 月までの期間について、申立人は、A 社における標準報酬月額が、それぞれの期間の直前の期間の標準報酬月額より低額になっていることについて、当該期間当時は、同社の業績及び給与は右肩上がりであったことから不自然であるとして申し立てている。

しかしながら、A 社から提出された当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に記載されている標準報酬月額は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録と一致していることが確認できる上、同社の現在の事務担当者及び元事務担当者は、「実際に支給された給与の総支給額を正しく届け出ている。」旨を供述している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該期間における厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の推移を見ると、複数の同僚の標準報酬月額が当該期間の直前の標準報酬月額より低額となっていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事

情は見当たらない。

さらに、A社は、当該期間に係る厚生年金保険料の控除額が分かる資料を保有していないことから、申立人の当該期間の保険料控除額について確認することができない上、同社の現在の事務担当者及び元事務担当者は、「算定基礎届によって決定された標準報酬月額に基づいた保険料を控除している。」旨供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人の当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③のうち平成2年1月から3年6月までの期間について、申立人は、B社における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間については、B社から提出された給与明細書により、厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれかが、オンライン記録上の標準報酬月額より低額、又は一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。